

新市民会館整備運営事業

入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

- ・ 新市民会館整備運営事業入札説明書等について、平成28年4月8日から平成28年4月13日までに寄せられた第2回質問に対する回答を公表します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問回答に伴い、資料の修正版と新旧対照表を公表しますので、あわせてご確認ください。

平成28年4月25日
(平成28年5月11日 修正)

東大阪市

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	入札説明書	個別対話	12		1	(9)					個別対話における市からの意見の位置づけは、要求水準書同等となるのでしょうか。	個別対話の実施要領及び注意事項をご確認ください。
2	入札説明書	入札予定価格	15		3						貴市にてお示しの入札予定価格には、いわゆる「大規模の修繕」、「大規模の模様替え」、「大規模な設備の一斉更新工事」は、含まれていないと理解してよろしいでしょうか。 事業期間中の大規模修繕の実施の有無により、修繕計画に大きな影響がありますので、含まれている場合は、対象箇所や予定価格の部分的な内訳をお示しいただければと存じます。	事業期間中必要な修繕は、すべて本事業に含みます。
3	入札説明書	入札予定価格	15		3						平成28年1月7日(平成28年1月15日修正)公表の「実施方針等に関する質問及び意見への回答」における「実施方針等に関する意見に対する回答」の№17について、貴市のご回答は「ご意見として承ります」でしたが、入札予定価格に防火設備定期検査の費用は含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	入札予定価格	15		3						平成28年1月7日(平成28年1月15日修正)公表の「実施方針等に関する質問及び意見への回答」における「実施方針等に関する意見に対する回答」の№18について、貴市のご回答は「ご意見として承ります」でしたが、入札予定価格にフロン排出抑制法の簡易点検・定期点検の費用は含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	業務要求水準書	敷地面積	7		4						「道路拡幅後の面積が13,976.88㎡」と記載されていますが、道路拡幅により、開発許可申請が必要となった場合、工程遅延リスクは事業者が負えないので、市にてご負担頂くと考えてよろしいでしょうか。	市との協議とします。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答	
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)			英字
6	業務要求水準書	その他	8		4						「東大阪市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例に基づき、雨水貯留施設を設置する」と記載されていますが、本計画地は寝屋川流域に該当し、その雨水流出抑制施設技術基準によると、開発面積1ha当たり、780㎡の雨水貯留槽を設置する必要があり、本計画地は16,057.46㎡(開発面積は拡幅道路分を含む面積)なので、約1,252.4㎡の雨水抑留施設を設置しなければならない、と考えてよろしいでしょうか。	開発面積は、ご理解のとおり本計画地16,057.46㎡となります。貯留量等の計算については、本市建設局土木部河川課にご確認ください。
7	業務要求水準書	施設規模	8		5	(1)					「延床面積14,000㎡程度とする」と記載されていますが、本館内に設ける駐輪場、及び備蓄倉庫は延床面積に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	業務要求水準書	携帯電話設備	18		3	(4)		ウ	(イ)		「全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置など適宜行う」とありますが、実際に建物が建った後でないと電波状況が分からず、キャリアが費用の算出を行えないことから、当該費用は入札価格に含まないこととしてよろしいですか。	原案のとおりとします。
9	業務要求水準書	テレビ電波障害防除設備	18		3	(4)		ウ	(イ)		「近隣に電波障害が発生した場合は、本工事でCATV等による対策を行う」とありますが、実際に建物が建った後でないと正確な費用の算出ができないことから、CATV等による対策費は入札価格に含めないこととし、調査費用のみを見込むことと考えてよろしいですか。	原案のとおりとします。
10	業務要求水準書	各室計画 音楽スタジオ 1・2・3	18		5	(3)					「アンプ、ミキサー、録音、再生が可能な音響設備をシステムラックにより設置する。」とあり、各室に音響設備が設置されるため、【別紙3】舞台備品リスト3. 音楽・音響等備品□創造・交流支援部門に記載のある音楽スタジオ用備品□音響ワゴン・□スピーカー類・□マイク・スタンド・ケーブル類は不要と考えてよろしいですか。	備品の項目を主とし電源等の本工事と合わせて一体のシステムと捉えて計画してください。工事と備品で双方にあるものは、重複する必要はありません。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答	
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)			英字
11	業務要求水準書	各室計画	40		5	(3)					入札説明書等に関する第1回質問No.54に対する回答において、音楽スタジオ(1-3)～創造支援室(M1-A2)～和室(大小)の各室での飲食は不可とありましたが、創造支援室(M1-C3)を楽屋として利用する場合に飲食が不可となると不便であると考えられます。全国規模のコンクールや全館利用のフェスティバルなど出演者が非常に多くなると考えられる文化芸術事業もごさいます。状況に応じて事業者(館長等)の許可によって飲食を可とするなどの条件付きで許可するなど柔軟な対応とすることはできないでしょうか。	楽屋利用等の場合の飲食については、事業者決定後、市との協議の上、詳細を決定するものとします。
12	業務要求水準書	カフェレストラン等	48		6	(2)					「カフェレストラン等を本館の一部に計画する場合は上限130㎡」と記載されていますが、カフェレストラン内にはトイレを設けずに、本館のトイレを利用する計画とした場合、トイレの面積は130㎡に含まない、と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	業務要求水準書	解体撤去工事	58			(3)					「実施方針等に関する質問及び意見への回答」(平成28年1月7日付)回答NO121について、「既存建物の杭は、本事業の建物の建設に支障がないものについては存置して宜しいでしょうか。」との質問に対し、「ご理解のとおりです。」と回答されていますが、廃掃法には抵触しないものと考えて宜しいでしょうか。	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであり、廃棄物に該当すれば、原則として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けます。今回の建設工事において、敷地の地下に現存する旧建物の杭が当該建設工事に伴い生ずる廃棄物に該当すれば、当該建設工事の元請業者がこれを適正に処理しなければなりません。「今回の建設工事に伴い生ずる」に該当するか否かは、全ての旧建物の杭を一律に判断するのではなく、建設工事の箇所ごと、時期ごと、場所によっては旧建物の杭1本ごとに判断することも考えられます。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
14	業務要求水準書	開業準備期間	63		1	(2)					「開業準備期間は、…事業者の提案により変更することは可とする」とありますが、「利用申込受付開始や供用開始の○か月前」と記載されている期間についても事業者にて実施時期や期間を提案できるとの理解でよいでしょうか。	「○か月前」と記載されている期間については、原則変更はできません。ただし、変更が必要な場合は、市と協議の上、市が承諾した場合のみ変更できるものとします。
15	業務要求水準書	竣工記念式典等開催業務	66		6	2		ア			「竣工記念式典及び関連行事を企画し、実施すること」とありますが、市の開催主旨を十分に反映されるよう、市にて実施頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
16	業務要求水準書	館長及び業務責任者	71		3	(2)					「開館時間中は常に配置」とありますが、施設の貸館利用者の利用が既に終わっている場合には、運営業務従事者ではなく維持管理業務従事者から責任者代理を配置しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、貸館利用は既に終わっていても、電話や来館による問合せ等があることも想定されますので、そのような場合にも適切な対応ができる体制としてください。
17	業務要求水準書	優先利用	72		3	(8)					大ホールの優先利用の記載はありますが、小ホールや多目的ホール及び諸室は、使用日の9ヶ月前の段階で利用予約がない場合は文化芸術事業に使用でき、かつ年間使用回数の上限はないとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書に記載のとおり、市関係行事及び文化芸術事業については、大ホールだけでなく全施設において、一般利用受付に先立ち、市との協議を踏まえ、優先使用を認めています。ただし、小ホール、多目的室、諸室で実施する文化芸術事業については、具体的な上限は定めませんが、一般貸館利用を適切に確保できるよう配慮してください。
18	業務要求水準書	定期点検	92		4	(3)		ア			昇降機設備の保守点検について、昇降機設備保守点検業者は、独立系メンテナンス会社とメーカー系メンテナンス会社がありますが、どちらのメンテナンス会社を希望されるか、貴市の見解をご教示ください。 また、構成員企業と昇降機設備保守点検業者との契約について、フルメンテナンス契約及びPOG契約がありますが、どちらを希望されるか、貴市の見解をご教示ください。	メーカー系メンテナンス会社のフルメンテナンス契約を想定しています。
19	業務要求水準書	定期清掃、特別清掃	96		9	(3)		ウ	(イ)(ウ)		特別清掃に記載の外壁の清掃も含め、定期清掃、特別清掃の清掃範囲・頻度については事業者提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答	
			頁	ロ-マ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)			英字
20	業務要求水準書	付帯事業	99		1	(3)		ア			自動販売機を本館内に設置する場合、貴市と事業者間で定期建物賃貸借契約を締結すると思料しますが、敷地に自動販売機を設置する場合は、定期建物賃貸借契約も事業用定期借地権契約も該当しないと思料します。そのため、自動販売機を敷地に設置する場合は、民法604条による土地の賃貸借契約という理解で、「1ヶ月の売上高」×「一定割合(5%以上)」の貸付料が適用されますか。それとも、定期建物賃貸借契約、事業用定期借地契約、民法604条の土地の賃貸借契約のいずれでもなく、行政財産の目的外使用となりますか。(行政財産の目的外使用の場合、使用料の算出式をお示ください。)	自動販売機は、本館内のみの設置とし、外部に自動販売機を設置することは不可とします。
21	業務要求水準書	付帯事業	99		1	(3)		ア			自動販売機の設置に関し、契約保証金の定めは一般的でなく、取扱いが難しい面があります。適用除外として提案してよろしいでしょうか。 {自動販売機運営業務は、SPCから業務委託および転貸借を受けた構成員が実施し、第三者(専門業者)に業務委託および再転貸をし、当該構成員が取り纏めを行って運営管理することが通常と思われます。}	自動販売機の設置については、契約保証金の適用除外とします。なお、事業仮契約書(案)別紙19「定期建物賃貸借契約書の様式」の該当部分を修正します。
22	業務要求水準書	【別紙2】舞台特殊設備参考仕様									「注1)表記内容は主な機器に関する基本的な内容等を示しており、同等性能による工夫やその他機器など、事業者提案、計画に応じて市と協議を行うこと」と記載されていますが、この記載は大ホール舞台機構設備だけでなく、舞台特殊設備全般に対する記載と考えてよろしいでしょうか。また、「参考資料」と記載されているように、この資料を参考に、事業者がホール等の運用方法とそ舞台特殊設備の仕様・数量を提案し、事業者決定後、費用も含めて市と協議を行い最終決定を行うと考えてよろしいでしょうか。	第1文については、ご理解のとおりです。 第2文について、「参考資料」としているのは、舞台機構や舞台設備等は舞台の形状やホール全体のバランスにより決定されとの考えによるもので、市は、「参考資料」と同等の性能を求めることを意図しています。 上記の主旨を踏まえ、仕様・数量など具体的な内容について提案していただいて結構です。ただし、設計時の協議において、市が求める性能以下であると判断した場合は、提案内容に関わらず、「参考資料」に示す性能を求めますので、留意してください。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	ロ-マ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	
23	業務要求水準書	【別紙2】舞台特殊設備参考仕様	1							「注1）表記内容は主な機器に関する基本的な内容等を提示しており、同等性能による工夫やその他機器など、事業提案、計画に応じて市と協議すること 注2）納入時点で最新の機器を設置すること。舞台照明についてはLED機器を積極的に導入すること。」と記載されています。 LED機器を導入にあたり、ハロゲン機器と制御方式の違いにより、「負荷回路」、「制御回路」、「調光設備が参考仕様と異なる提案を行ってよろしいでしょうか。	制御可能なチャンネル数や照明器具数を確保した上で、仕様を変更することは可能とします。ただし、ハロゲン器具の利用時とLED器具の利用時で、フライダクトの使い勝手が変わらないような配慮をしてください。
24	業務要求水準書	【別紙2】舞台特殊設備参考仕様	1							「注1）表記内容は主な機器に関する基本的な内容等を提示しており、同等性能による工夫やその他機器など、事業提案、計画に応じて市と協議すること 注2）納入時点で最新の機器を設置すること。舞台照明についてはLED機器を積極的に導入すること。」と記載されています。 将来のLED機器の範囲拡大への対応として、電源の配置を調光回路から直電源とし比較的容易に変更できる移動型調光装置を多用した電源構成が有効であると思われます。固定調光回路と同等性能であれば、移動型調光器方式で提案を行ってよろしいでしょうか。	制御可能なチャンネル数や照明器具数を確保した上で、仕様を変更することは可能とします。ただし、ハロゲン器具の利用時とLED器具の利用時で、フライダクトの使い勝手等が変わらないような配慮をしてください。また、移動型調光器を多用する場合は、調光時に発生するうねり音等に十分留意してください。
25	業務要求水準書	【別紙2】舞台特殊設備参考仕様	1							「注1）表記内容は主な機器に関する基本的な内容等を提示しており、同等性能による工夫やその他機器など、事業提案、計画に応じて市と協議すること 注2）納入時点で最新の機器を設置すること。舞台照明についてはLED機器を積極的に導入すること。」と記載されています。 移動器具の構成は、建築設計プランに合わせた、配置、照度検討により、機器の数量・仕様等が参考仕様と異なる提案を行ってもよろしいでしょうか。	質問No22の回答を参照してください。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	ロ-マ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	
26	業務要求水準書	【別紙2】舞台特殊設備参考仕様 7. 大ホール 舞台音響設備	8							「11. プロセニアムスピーカー（中央）／プロセニアム中央1構成、昇降装置は舞台機構に含む」、 「13. サイドカラムスピーカー／プロセニアム下手／上手2構成、昇降装置は舞台機構に含む」と記載されています。一方大ホール舞台機構設備に昇降設備の記載がありません。 プロセニアムスピーカー（中央）およびプロセニアムスピーカー（下手／上手）用の昇降装置を舞台機構に含むもの考えてよろしいですか。	プロセニアムスピーカー 中央とプロセニアム下手／上手の3本に関して昇降とし舞台機構で見込むこととします。
27	業務要求水準書	【別紙2】舞台特殊設備参考仕様 7. 大ホール 舞台音響設備	8							「12. プロセニアムスピーカー（下手／上手）／プロセニアム下手／上手2構成」と記載されています。サイドカラムスピーカーは昇降装置はなく、プロセニアムサイドに壁隠ぺい設置と考えてよろしいでしょうか。	プロセニアムスピーカー 下手／上手を昇降とするため、サイドカラムスピーカーは壁隠ぺい設置とします。
28	様式集	様式5 添付書類1 代表者の身分証明書	2		5					代表者の身分証明書は、様式5-1～様式5-6のどの書類に該当する添付書類でしょうか。	代表者の身分証明書については、該当する書式はありません。なお、市の入札参加資格申請において、代表者から受任者に委任されている場合は、受任者ではなく、代表者の身分証明書を提出してください。なお、代表者の身分証明書は、市町村が発行する身分証明書です。
29	様式集	注釈文の文字サイズ	5		1	(3)				本文中の注釈文(用語の説明等)は、文字サイズを10.5ポイント以下としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	様式集	提案補足資料	5		1	(3)				提案補足資料中の企業名・団体名等の固有名詞は、見え消しにて提出する必要はありますでしょうか。	提案書については、応募企業が類推できる可能性がある固有名詞は記載しないでください。類推できない場合は、記載していただいて構いません。なお、提案補足資料についても、同様とします。
31	様式集	提案補足資料	5		1	(3)				提案補足資料には、通し番号を振るということでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	様式集	CD-ROMの提出枚数	6		1	(4)				CD-ROMの提出枚数は1枚でよろしいでしょうか。	提出枚数は2枚としてください。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
33	様式集	ファイルの表紙・背表紙	7		3	(6)(7)(8)				ファイルの表紙・背表紙に「正本」「副本」の記載は不要でしょうか。	正本・副本の記載をお願いします。また、副本には「副本1」から「副本20」まで通し番号を記載してください。
34	様式集	様式6-8、6-10および6-11 入札価格の内訳に関する提出書類								当該様式の消費税表記について 様式6-10「利用料金表」の注釈においては記載欄は全て税込表記と規定されています。 ところが様式6-11「貸館収入算定書(年間)」においては表組下段 において消費税相当額の欄があるので"D平均利用単価を一旦税抜金額で計算し直す事になり、利用料金の様式間での関連性が分かりにくくなっております。 さらに 貸館収入計(税込)の貸館収入を、様式6-8「運営業務費及び収入内訳書」の 貸館収入と金額一致させなさいとありますが、当該一覧表の収入計は"(税抜)"と表記され下段 でさらに消費税を二重に計算する様式となっております。 したがって、要求水準書【別紙10 利用料金の設定】においては、税込表記となっていることから、それぞれの様式において利用料金収入の欄は分かり易く税込表記で統一し、それぞれの様式の消費税欄を変更するという理解でよろしいでしょうか。 同様に様式6-10「利用料金表」の"3.入場料を徴収する場合等の利用料金"の条件欄に記載されている「 1～1,000円」「 1,001～3,000円」「 3,001～5,000円」「 5,001円以上」これらの金額は税込でしょうか、それとも税抜きでしょうか。	様式6-10「利用料金表」については、原案通り、税込表記とします。 様式6-11「貸館収入算定書(年間)」については、「D平均利用単価」を税込で記載し、「 貸館収入計」を「税込」とし、「 貸館収入計」を「税抜」に変更します。様式集を修正しますので、併せて参照してください。 様式6-10の入場料を徴収する場合等の利用料金の各金額条件は「税込」です。
35	様式集	様式6-22長期収支計画								サービス対価の受領及び各業務費の支払い等は、業務実施年度(発生ベース)にて計上し、期間のズレは考慮しなくてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	様式集	様式8-2 施設整備業務の実施体制に関する提案 他								様式8-2およびその他の様式において、設計企業、建設企業をはじめ各構成員・協力企業の実績について、施設名称等の固有名詞を副本に記載しても構わないでしょうか。	質問№30の回答を参照してください。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答	
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)			英字
37	様式集	様式10-4 文化芸術事業の各事業の実施計画に関する提案									様式10-4およびその他の様式において、本事業にて連携を予定している市内のアーティストや団体の固有名詞を副本に記載しても構わないでしょうか。	質問№30の回答を参照してください。
38	様式集	様式10-4 文化芸術事業の各事業の実施計画に関する提案									事業提案に関しては、何ヶ年分の提案が必要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。業務要求水準書P74「(3)文化芸術事業の年次展開」も踏まえてご提案ください。
39	様式集	様式12-2 事業内容に関する提案									にぎわい施設のカフェレストラン運営者等の再委託先、及びその他運営業務の市内再委託先企業等の固有名詞を副本に記載しても構わないでしょうか。	質問№30の回答を参照してください。
40	様式集	様式13-8 運営維持管理計画概要									組織運営体制に関して、どの程度詳細に記載すべきでしょうか。	事業者の提案に委ねます。構成企業等の役割が分かるものとしてください。
41	基本協定書(案)	第13条 賠償金	7								入札説明書等に関する第1回質問に対する回答№156について、「基本協定書第13条は落札者の構成企業を事業契約書115条及び119条は事業者を対象としており、両者の関係は金額の等しい範囲内で連帯債務の関係にあるものとします。」と回答を頂いておりますが、金額の等しい範囲内で連帯債務ではなく、事業契約締結後に同契約第115条または第119条に基づき事業者が違約金を支払った場合には、基本協定書第13条に基づく賠償金から事業者が支払った違約金と同額が控除される、また逆の場合も同様との理解でよろしいでしょうか。	金額の等しい範囲内で連帯債務の関係にある以上、いずれか一方が債務を履行されればその範囲で他方の債務は消滅する関係にありますので、結論的にはご理解のようになります。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
			頁	ロ-マ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
42	事業仮契約書 (案)	第三者の使用	25 29 39								第46条第1項、第63条第1項、第100条第1項にて開業準備業務以降の事業期間における第三者委託について規定されています。 また、平成28年3月16日公表の「入札説明書等に関する第1回質問に対する回答」における回答№181について、第三者の使用についてご回答を頂戴しております。 そこで、業務委託契約書又は請負契約書の写しについて、第三者に対する委託金額は構成員企業(協力企業含む)固有のノウハウ及び守秘義務事項となりますので、金額については黒塗りする等して非開示とさせていただくことでよろしいでしょうか。	第1回質問に対する回答のとおり、当該契約書の写しを提出していただきますが、市との協議の上、非開示の妥当性が判断できた場合については非開示とすることも可能とします。
43	事業仮契約書 (案)	光熱水費等の負担	31								運営業務及び維持管理業務を実施するために必要な電力、ガス、水道等の光熱水費、…はすべて自己の責任と費用で調達しなければならないとあります。 省エネ化を効率的に実現するために、SPCから光熱水の調達・管理を運営企業に委託し、運営企業に直接調達させることを許容いただけないでしょうか。	運営企業に委託することは可能とします。
44	事業仮契約書 (案)	契約保証金	33								運営の対価(サービス対価C)及び維持管理の対価(サービス対価D)の1事業年度当たりの額に消費税を加算した100分の10以上に相当する金額の金員の納付又は履行保証保険を付保し写しを提出するとあります。1事業年度当たりのサービス対価に対して金員の納付等を行うため、実質的にはサービス対価C及びサービス対価Dが発生する年度開始日までに(施設整備期間中は当該サービス対価は発生しない)金員の納付等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	「本契約の締結日に」を「運営・維持管理期間の開始日まで」に変更いたします。 なお、平成28年3月16日付で公表した「入札説明書等に関する第1回質問に対する回答」の質問№186及び187を本回答に修正します。また、事業仮契約書(案)第74条の該当部分を修正します。
45	事業仮契約書 (案)	契約保証金 履行保証保険	33								「履行保証保険契約の有効期限は平成46年3月31日までとする」とありますが、当該保険の付保は、保険会社より年度更新のみの対応となると回答を頂いております。年度更新でも宜しいでしょうか。	履行保証保険契約の有効期限が平成46年3月31日までとならない場合は、年度更新とすることも可とします。ただし、年度更新とする場合は、必ず毎年更新をする旨の誓約書を提出してください。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答	
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)			英字
46	事業仮契約書 (案)	契約解除違約金	43 46								入札説明書等に関する第1回質問に対する回答№156について、「基本協定書第13条は落札者の構成企業を事業契約書115条及び119条は事業者を対象としており、両者の関係は金額の等しい範囲内で連帯債務の関係にあるものとします。」と回答を頂いておりますが、金額の等しい範囲内で連帯債務ではなく、事業契約締結後に同契約第115条または第119条に基づき事業者が違約金を支払った場合には、基本協定書第13条に基づく賠償金から事業者が支払った違約金と同額が控除される、また逆の場合も同様との理解でよろしいでしょうか。	質問№41の回答を参照してください。
47	事業仮契約書 (案)	第115条2(2)	43								第8章では事業者の株式や地位を譲渡する場合は金融機関との協議事項となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後、金融機関から要請があった場合に金融機関との間で締結する予定の直接協定の内容に関わってくると思われますが、金融機関から事前協議の対象事項としたい旨の要請があれば市としては協議に応じる用意はあります(ただし、金融機関との合意が成立しなければ譲渡できないような内容には応じられません。)。
48	事業仮契約書 (案)	サービス対価A-2(割賦元本)及びサービス対価A-3(割賦金利)	別紙10		1	(2)					日銀によるマイナス金利導入に伴い、期間の短いTSRは既にマイナス金利となっているものが御座います。今後、基準金利がマイナスとなった場合、貴市より支払われるサービス対価に関する金利部分について、どのようにお考えかお聞かせください。	基準金利がマイナス金利となった場合には、基準金利を0%とすることを基本として協議します。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	ロ-マ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	
49	事業仮契約書 (案)	権利義務の譲渡等	別紙48		7	(1)					本契約により生じたサービス対価A、サービス対価Bに係る支払請求権を譲渡することで資金調達を行うことを検討しているが、その場合貴市の同意をいただけるのでしょうか。 ご指摘の箇所は市が事業者に付帯事業用地を賃貸する場合の事業用定期借地権設定契約中の条項であって、同契約により生じる事業者の権利義務の処分に関する規定です。当該契約からサービス対価A等が生じることはなく、ご質問の趣旨が不明です。仮に事業契約本体のサービス対価A等の処分のことを言われているのであれば、第129条第2項第2号によって、表明保証いただくことになっておりますので、事前の市による同意が必要となり、市は合理的必要性があるか否か、譲渡先が金融機関等市の債権者として適格であるかどうか等を具体的に検討して同意するかどうかの判断をすることになります。また、事業者が本事業に関して金融機関から融資を受け、金融機関との間で市が直接協定を結んでいる場合には、当該直接協定の内容に応じて金融機関とも協議することになることもあります。なお、趣旨を明確にするため、第129条第2項第2号について、「本契約上の地位…」とあるのを「本契約上の地位(サービス対価の支払請求権を含む)…」と修正します。
50	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	利用者から得る収入	2/39	No.9							念のため確認させてください。「運営企業よりSPCへ出向させた者が利用料金および事業収入の収受を管理することができると考えて宜しいでしょうか」との質問に対して、「ご理解のとおりです。」と回答をされていますが、30/39頁No.178において「…利用料金の収受のための事務は運営企業が担当しますが…」とありますので、“SPCへ出向させた者”に収受を限定しているわけではない、という理解でよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。

■ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No	書類名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	ロ-マ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
51	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	設計の変更	27/39	No.160						市の請求により設計の変更を行う場合、「市が当事者となる契約については、契約変更手続きが必要となる場合には市にて減額変更に伴う合理的費用を負担させていただきます。」と回答をされていますが、市が当事者とならない契約でも変更の原因が市の責めに帰すべき事由に基づく場合は市にて減額変更に伴う合理的費用を負担していただけないでしょうか。	ご要望には応じかねます。
52	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	利用料金等	33/39	No.192						利用料金につきまして、消費税率が10%までは事業者負担との回答ですが、仮に法令変更により消費税率が10%を超えた場合において利用料金に消費増税分を転嫁出来ない場合には、事業仮契約書(案) 別紙21のとおり、事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	消費税率が将来において10%を超えた税率となった場合には、消費税が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、市は指定管理者による利用料金の改定を承認する予定です。また、その際、今後制定する本件施設の設置条例に規定する利用料金の上限額を超える場合は、市において条例改正の措置を講じることを想定しています。